

## ◎新潟県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年4月19日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市中川新田字頭無原392の4から392の7まで、392の14、392の21、字エチゴ畑397、397の1から397の8まで、397の子、397の子2、397の子3、397の丑、397の丑2、397の寅2、397の辰2、397の巳、397の申から397の亥まで、字ブツコ沢口398の卯から398の戌まで、字キドエチゴバタ409から411まで、中川字ブツコ沢589の丑、字木戸608の1、608の3、609、610の1、611、612の1、612の2、613から615まで、616の1、616の2、618の1、618の2、620の子、623から625まで、627の子、字北原616の子、字卯ゾメキ636から638まで、639の1（次の図に示す部分に限る。）、640の1、640の3

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）